

※ 処理 事項	整理番号	事務所区分	管 理 番 号		申告区分
			法人番号	年月日	
法 人 名			事 業 年 度	令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 まで	

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表3⑨又は⑩、⑫若しくは⑬	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数		
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業者数		
特 定 内 国 法 人 又 は 非 課 税 事 業 を 併 せ て 行 う 法 人									
月数接分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑯	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤～同表⑯)/同表⑮	⑯	%
差引 ⑤-⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑯) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑯)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑯	人
再差引 ⑦-⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑯	人
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑯/⑯	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係					法附則第9条第1項関係								
資本金等の額 別表5の2下表3⑨	⑯	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1⑨	⑯	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算 ⑯	⑰						法附則第9条第1項に係る額 ⑯×2	⑯					
法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係													
仮計 ⑯+⑰-⑯	⑯						月数接分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑨-⑩)	⑯	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1⑨	⑯						課税標準の特例に係る控除割合 ⑯	⑯					
資本準備金の額 ⑯+⑯	⑯						未収金の帳簿価額 ⑯	⑯					
仮計 ⑯+⑯	⑯						総資産価額 ⑯	⑯					
⑯と⑯のいずれか大きい額 ⑯	⑯						課税標準の特例に係る控除額 (⑯×⑯)又は(⑯×⑯/⑯)	⑯	兆	十億	百万	千	円
法附則第9条第23項関係													
資本金等の額 別表5の2下表3⑨又は⑩	⑯	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 別表5の2⑯	⑯	兆	十億	百万	千	円
政府の出資の金額 ⑯	⑯						政府の出資の金額 ⑯	⑯					
法附則第9条第23項に係る額 ⑯-⑯	⑯						法附則第9条第23項に係る額 ⑯-⑯	⑯					

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数接分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑯	兆	十億	百万	千	円	外 国 に お け る 事 務 所 又 は 事 業 所 の 期 末 の 従 業 者 数 ⑯	⑯	人
国外の事業に係る控除額 ⑯×⑯/⑯	⑯						期 末 の 総 従 業 者 数 ⑯	⑯	
差引 ⑯-⑯	⑯						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ⑯×⑯/⑯	⑯						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	⑯	人
控除額計 ⑯+⑯	⑯						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑯	人